

三豊市農業委員会 3 月定例総会議事録

令和 5 年 3 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 3 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 6 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	－
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	－	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 番	篠原 正文	－	3 番	近藤 泰義	○	24 番	山本 定	○
33 番	前川 佑介	○	49 番	徳永 俊行	○	53 番	増田 孝司	－
58 番	眞鍋 正広	○	65 番	杉山 保幸	○			

2. 署名委員

5 番 奈尾 正敏
1 5 番 長堀 和行

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地改良に係る届出の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9 号 三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。3月も残すところあとわずかとなりました。委員の皆様は就任されて早一年がたち、一年間の活動を終えたということで振り返るといろいろな想いがあるかと思えます。最近では、農業の継続が心配される状況が続いております。肥料の単価がかなり高騰しているのです、作付けをやめないと経営が成り立たなくなるという話も聞いています。そういった異常事態が続いており、一気に農地を耕作する方が減るのでないかと懸念しています。皆様方も大変な仕事かとは思いますが、あと2年間頑張ってもらえればと思います。今日の議案はそう多くはございませんが、スムーズに議事進行が行えますようご協力をお願い致します。よろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号9番大橋 正幸委員と23番 吉田由紀委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染警戒対策期」であることを受け、引き続き、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会3月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号5番 奈尾 正敏 委員、議席番号15番 長堀 和行 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号10号の10件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第3号の報告についての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が高齢のため農業ができなくなり、話がまとまりました。申請地は、十分に管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひ致します。

14番 番号2号について説明します。譲渡人が高齢となり、農業ができなくなり譲受人に相談したところ今回の話がまとまりました。申請地は、十分に管理されています。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくお願ひ致します。

15 番 番号3号について説明致します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は相続して農地を所有しましたが管理ができず、以前から管理されていた譲受人に相談したところ、両者の話がまとまりました。申請地は、水稻栽培をしております。周辺農地への問題もありませんのでご審議お願い致します。

16 番 番号4号について説明させて頂きます。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲受人の農地と隣接しており、今回の話がまとまりました。現地を確認したところ、申請地は綺麗に管理されております。ご審議よろしくお願ひします。

18 番 番号5号について説明します。譲渡人は農地の管理ができなくなり、譲受人に相談したところ話がまとまりました。申請地は、譲受人の農地の近くにあり、十分に管理ができております。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

19 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人は兼業農家でこれから経営規模を拡大したいと考えております。周辺への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

21 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が耕作できなくなり、近所の人に相談したところ話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

1 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。以前から譲受人が耕作しており、譲渡人は農地の処分をしたいと考えており、不動産業者を通じて話がまとまりました。申請地は綺麗な状態で、周辺農地への影響もなく問題ないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。7ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

なお、農地種別は第2種農地でございます。以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。9ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号9号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号9号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号2号、及び番号3号の一部は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この2件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置するものにあたり、不許可の例外に該当します。また、番号4号は及び番号5号は三豊市豊中支所から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他は全て第2種農地です。以上9件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

7 番 番号1号について説明いたします。譲渡人は遠方に住んでおり、この農地を手放したいと考えていました。譲受人が資材置き場の拡張をしたいと考えております。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

16 番 番号4号について説明いたします。譲受人の要望で分譲住宅地として売買することになりました。近隣農地や水利組合の了承も得ています。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

番号5号について説明いたします。番号4号の北側にあり、番号4号と同じ内容になります。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

番号6号について説明いたします。運送業を営む譲受人の要望により、駐車場として使用する旨の申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

19 番 番号8号について説明をいたします。譲受人が飲食店を行うための店舗用地を探しており、業者を通して話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

1 番 番号9号について説明いたします。太陽光発電パネルを設置したい旨の申請です。近隣の民家の方の了承も得ています。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第6号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。す。

事 務 局 議案第6号「農地改良に係る届出の件について」ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地改良に係る届出の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地改良に係る届出の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することと致します。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。す。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号4号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

6 番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。耕作不便ということで長らく耕作されておらず、原野化しております。非農地通知が妥当だと思われま。す。問題ないと思われま。す。ので、ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

番号2号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。長年耕作されておらず木々が生い茂っています。周辺も山林化しているため非農地通知が妥当だと思われま。す。問題ないと思われま。す。ので、ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

番号3号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。管理されておらず原野化しております。非農地通知が妥当だと思われま。す。問題ないと思われま。す。ので、ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

8 番 番号4号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。現地は、竹藪の状態で農地として復元は不可能だと思われま。す。ので、非農地通知が妥当だと思われま。す。問題ないと思われま。す。ので、ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」は番号1号と番号4号の4件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませて頂きます。15ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致します。事務局の説明をもとめま。す。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。15ページから47ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数64件、面積11.34ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては48ページから63ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は23件であり、面積は9.52ヘクタールとなっております。以上利用権の設定87件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は87件すべて適当と認め決定と致します。次に進ませていただきます。追加議案をご覧ください。議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」説明させていただきます。

[議案第9号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」は、同意することと決定をいたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について（意見聴取）
令和5年3月審査分

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. 農業委員会の適正な事務実施について
・令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）

4. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）

5. その他

(1) 4月定例総会について

日時 令和5年4月20日（木）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
4月7日（金）	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 譲	豊中町：安藤 弘
		詫間町：菅 充司	仁尾町：組橋 進

(3) 配布物

・農地利用最適化推進委員の定例総会出席要請表

・農事相談分担表

・農政情報 No. 384（令和5年3月号）閉会 【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____